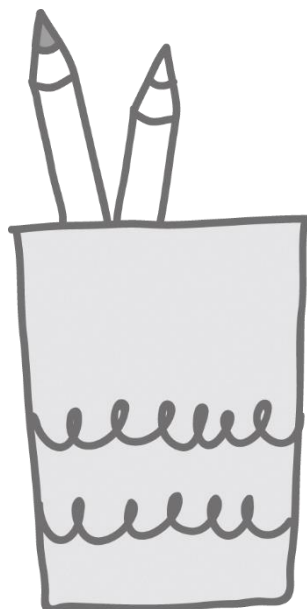
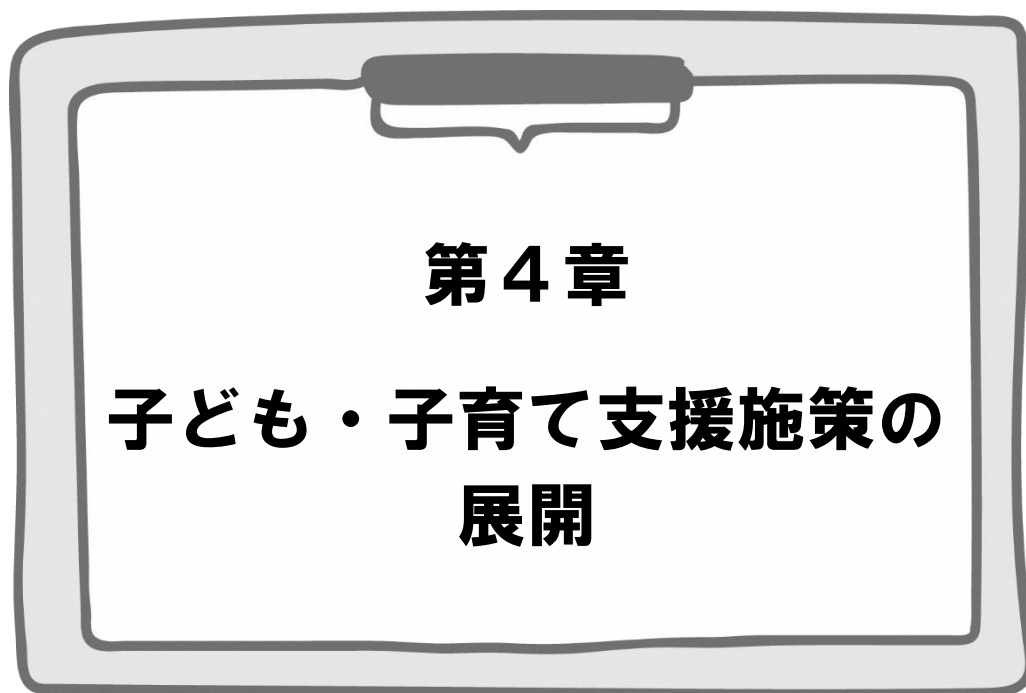






第4章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 未就学期から就学期までの切れ目のない支援

基本方向1 教育・保育サービスの充実

○ 現状と課題

- 3歳未満の待機児童が多く存在しているため、3歳未満の受け入れを行う施設の整備を行い、保育の受け皿を拡大しましたが、新たに発生した「3歳の壁」の影響等もあり、ニーズ調査の結果や、保育利用申込状況からは、保育所や認定こども園に比べて小規模保育事業所のニーズは少ない状況にあります。
- 子どもの数は減少傾向にあるものの、ニーズ調査の結果によると、現在就労していない保護者の約3割が1年以内での就労を希望していることや、就労希望時期の子どもの年齢についての回答は「0～3歳」が4割に達していることから、さらなる保育需要の伸びが見込まれます。
- 利用者の生活実態や意向を踏まえ、すべての子育て家庭のニーズに応じた多様で総合的な保育や教育を、量・質ともに充実させるため、保育人材の確保及び資質向上につながる取組を進める必要があります。
- 幼児教育・保育の無償化により、保育料負担軽減に伴い新たな保育需要が喚起されるとともに、満3歳児の幼稚園希望者の増加や、幼稚園の預かり保育希望者の増加など、保育ニーズの変化が見込まれます。
- 本市において、外国人の人口が平成27年3月末の376人から平成31年3月末には672人と大幅に増えておりますが、外国籍の幼児の保育・教育の利用ニーズが把握できておらず、利用希望が増加した場合の円滑な受け入れを図っていく必要があります。

○ 具体的施策

施策① 教育・保育の提供

- 3歳未満児の保育ニーズに対応するため、幼稚園の事業者に対して、認定こども園への移行に伴う建設費用の一部を補助します。
- 定員19人以下の小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業を継続します。
- 認可施設へ移行する認可外保育施設の事業者に対して、国の補助制度を活用し施設整備等費用の一部を補助します。
- 保育・教育を提供するために必要な保育士、幼稚園教諭、保育教諭の人材を確保するため、潜在保育士の職場復帰や新卒保育士への就職支援をはじめとした保育人材確保事業を展開します。あわせて、処遇の改善に引き続き取り組みます。



施策② 教育・保育の質の向上

- 保育士、幼稚園教諭、保育教諭の研修の機会を確保し、合同研修などの実施により、共通理解や人材育成に努めます。
- 幼児教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの配置・確保について検討を進めます。
- 北上市幼児教育振興プログラムを实践並びに「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を共有し学校への円滑な接続を図ります。
- 外国籍の子ども及び帰国子女について、円滑に教育・保育を利用できるよう支援に努めます。

施策③ 多様な保育サービスの推進

- 就労形態の多様化等に伴う保育ニーズに対応するため、乳児保育、延長保育、一時預かりなどの充実に努めます。
- 病中期あるいは病気の回復期にある児童及び体調不良の児童が、保護者の就労等により家庭において保育されることが困難な場合に専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う病児・病後児保育事業を推進します。
- 保護者が疾病や出産、就労等により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、子どもを児童養護施設で短期間預かる子育て支援短期利用事業により支援します。

施策④ 地域の実情に応じた教育・保育施設の配置

- 地域の実情に応じて、幼稚園と保育所との統合による認定こども園化などを行い、教育・保育施設の効率的な運用及び適切な集団規模の確保に努めます。
- 横川目幼稚園及び横川目保育園を統合し民営による認定こども園化を行います。
- 藤根幼稚園の認定こども園化を進めます。

施策⑤ 教育・保育施設の整備

- 黒沢尻幼稚園の移転新築を行います。
- 民間活力を活用した効率的運営による保育サービスの拡充及び多様な保育ニーズへの迅速な対応を目的とし、公立施設の民営化について検討します。
- 公立幼稚園の保育室へのエアコン設置や公立幼稚園・公立保育所の防犯対策を検討し、保育環境の改善に努めます。

施策⑥ 教育・保育費用負担の軽減

- 国の制度より一部拡充している低所得世帯及び多子世帯の保育料の軽減や副食費の免除基準を適用し、負担軽減を図ります。また、施設型給付を受けない幼稚園を利用する際にかかる給食費の補助を行います。
- 経済的理由によって、就学困難と認められる小中学生の保護者に対して、必要な援助を行います。



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

No	事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業目標 事業量見込 (令和6年度)
1	認定こども園への移行支援事業	私立幼稚園等が3歳未満児の受け入れを行う認定こども園に移行するための施設改修を行う場合、その費用の一部を補助する。	2 か所	2 か所
2	小規模保育事業	定員19人以下の小規模な保育を行う市が認可した施設に対し、給付を行う。	18か所	20か所
3	認可化移行支援事業	認可外保育施設が認可施設へ移行するにあたり必要な施設整備等を行う場合に、費用の一部を補助する。	—	2 か所
4	保育人材確保事業	潜在保育士の職場復帰や、新卒保育士への就職支援をはじめとした、保育人材確保事業を展開する。	1 事業	5 事業
5	幼保小連携事業	幼児教育振興プログラムの実践並びに「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を共有し、小学校への円滑な接続を図る。	全園実施	全園実施
6	乳児保育事業	産休明けからの職場復帰に対応するため、生後2か月からの保育を行う。	10か所	16か所
7	延長保育事業	11時間を超えて開所し、保育を行う。	20か所	20か所
8	一時預かり事業	保護者の疾病やリフレッシュのため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う。	1 か所	2 か所
9	休日保育事業	日曜または祝日の保育を行う。	2 か所	2 か所
10	病児・病後児保育事業	保護者の就労等のため、家庭で保育を受けることができない病児、病気の回復期にある児童及び体調不良児を保育する。	病後児 2 か所	病児 1 か所 病後児 1 か所 体調不良児 1 か所
11	子育て支援短期利用事業	保護者の疾病、出産等により家庭で養育することが困難になった児童を児童福祉施設で一定期間養育保護する。	随時 (2人14日間)	随時
12	幼稚園・保育園等の適正な配置	地域の実情に応じ、幼稚園・保育園の統合による認定こども園化や多様なニーズへの対応及び効率的運営により他の保育サービスを充実させるため、公立施設の民営化に取り組む。	—	3 か所
13	教育・保育施設整備事業	老朽化した公立施設の改築等により、保育環境を整備する。	—	2 園
14	教育・保育施設環境改善事業	公立施設の保育室へのエアコン設置等環境の改善を図る。	エアコン設置 6 園	エアコン設置 防犯対策の実施 全園
15	保育料軽減事業	保護者の経済的負担を軽減するため、国の基準より一部拡充した保育料軽減や副食費の免除の基準を適用する。	実施	実施
16	補足給付事業	幼稚園を利用する際にかかる副食費の補助を行う。	—	実施
17	就学援助事業	経済的に困難な状況にある児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を支給する。	528人	500人



基本方向 2 放課後児童健全育成の充実

○ 現状と課題

- 父母会や運営委員会が指定管理又は業務委託により放課後児童健全育成事業を実施しています。
- すべての小学校区に36の放課後児童クラブがあり、保護者が就労等により昼間家庭にいない1年生から6年生までの児童が利用しています。
- 子どもの数は減少傾向にあるものの、地域によっては宅地の拡大等により、放課後児童クラブに対するニーズが偏在しています。
- 施設の運営形態は公設民営や民設民営など、地域やクラブによって様々となっていますが、放課後児童クラブの土地・建物の管理にあたっては、市が一定の責任を負うべきものと考え、指定管理による運営を段階的に進めることとしています。
- ニーズ調査の結果において、日曜・祝日の利用希望や長期休業期間中の利用の希望が一定数あり、多様化するニーズに対応できる体制づくりが求められています。
- 市内3小学校区（黒西、飯豊、黒岩小）に放課後子ども教室を設置し、地域における子どもたちの豊かな学びの場を創出しています。
- 放課後子ども教室を運営する地域のボランティアの確保が課題となっています。

○ 具体的施策

新・放課後子ども総合プラン北上市行動計画

施策① 放課後児童クラブの推進

- 就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るとともに、適正な運営ができるよう支援します。
- 老朽化が著しいクラブの改築等を実施します。
- 生活の場として適切な保育環境を提供できるよう、設備の改善に努めます。
- 父母会や運営委員会との協議を進め、準備のできた施設から段階的に指定管理へ移行します。
- 放課後児童支援員等の資質向上を図るため、必要な研修を実施します。
- 利用児童数の傾向を見極めながら、地域の状況に合わせ、必要となる施設を確保します。

施策② 放課後子ども教室の実施計画

- 地域学校協働本部の設置とともに、実施地区を増やすことを検討します。

施策③ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な取組

- 放課後児童クラブの放課後児童支援員と放課後子ども教室のコーディネーターは、定期的な打合せの場を設定するとともに、児童が安全・安心に放課後児童クラブと放課後子ども教室の利用ができるよう相互に連携・協力します。



○放課後児童クラブと放課後子ども教室はそれぞれの運営会議等への参加も含めた交流に努め、相互に資質の向上、意識の共有化を図ります。

施策④ 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

○新・放課後子ども総合プランの必要性、意義等について各小学校に説明を行うとともに、関係者への研修等を行い、理解を促します。

施策⑤ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する取組

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたっては、責任体制の明確化を図り、必要に応じて文書等による申し合わせを行いながら進めることとします。

○総合的な放課後児童対策については、総合教育会議等において継続して協議・調整を図ります。

施策⑥ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

○専門的知識等を持つ放課後児童支援員を追加で配置するなどの人員確保に努めるとともに、資質向上のために専門的な研修等の実施に努めます。

施策⑦ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

○すべての放課後児童クラブが午後7時まで開所することを目指します。

施策⑧ 子どもの自主性、社会性等により一層の向上に向けて、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

○子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備と安全面への配慮に努めるとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、研修等を行い放課後児童支援員等の資質向上に努めます。

施策⑨ 各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

○小学校区ごとに自治会長、民生委員・児童委員、保護者、学校関係者などが参加する地域連絡会議を定期的開催していきます。

No	事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業目標 事業量見込 (令和6年度)
18	放課後児童健全育成事業（指定管理）	就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後児童の健全育成を行うとともに、その担い手である父母会等が安定的な運営ができるよう指定管理者制度を導入する。	指定管理導入 小学校区 0 学区	指定管理導入 小学校区 9 学区
19	放課後児童クラブ施設整備事業	老朽化が著しい施設や基準を満たしていない施設等の整備を行う。	3 か所	3 か所



No	事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業目標 事業量見込 (令和6年度)
20	放課後子ども教室事業	地域の方々の参画を得て、放課後や週末における子どもたちの安全で安心な居場所を確保し、様々な体験活動や学習活動を行う。	実施回数 121回 参加人数 3,197人	実施回数 121回 参加人数 3,200人
21	放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員等に対して、資質の向上や特別な配慮を必要とする児童の対応に必要な知識の習得を目的とした研修を行う。	実施回数 2回 参加クラブ 全クラブ	実施回数 2回以上 参加クラブ 全クラブ

基本方向3 子育て支援サービスの充実

〇 現状と課題

- 共働き家庭だけでなく専業主婦（夫）家庭も含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、様々な子育て支援サービスを充実させる必要があります。
- 子ども・子育て支援事業に加え、幼児教育・保育の段階的な無償化によりサービスが拡充されたことから、子育て支援に関する情報を効果的に分かりやすく保護者に提供する体制を整えることが必要です。

〇 具体的施策

施策① ファミリー・サポート・センター事業の推進

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センター事業及び出産直後の家庭に対する家事・育児支援事業である産後サポート事業の推進を図ります。

施策② 地域子育て支援拠点事業の推進

- 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援センター事業を推進します。

施策③ 子育てサービスの情報提供

- 子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う子育て支援コンシェルジュを配置します。
- ホームページや広報の活用、子育てガイドブック等の配布により、子育てに関する情報の提供に努めます。

施策④ 子育て支援体制の推進

- 北上市子ども・子育て会議が中心となって、子育て支援施策の成果を検証し、施策への反映に努めます。



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

No	事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業目標 事業量見込 (令和6年度)
22	ファミリー・サポート ・センター事業	育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動に関して、アドバイザーが連絡・調整を行う。	実施	実施
23	産後サポート事業	出産直後の母親や乳児を介助する人がいない家庭に家事育児支援を行うサポート会員を派遣する。	実施	実施
24	地域子育て支援センター事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	4 か所	4 か所
25	利用者支援事業	子育て支援コンシェルジュを配置し、教育・保育事業や地域子育て支援事業、母子保健等に関する情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行う。	1 か所	2 か所



基本目標2 健やかに産み育てる環境の充実

基本方向1 健康の保持増進のための支援

○ 現状と課題

○子どもたちが健やかに成長するために健康診査を推進するとともに、親族や地域の支援を受けることが困難で、孤立感や育児の負担感を抱える子育て世帯に対し、母親が安心して安全に子どもを生み育てられるよう妊娠期から乳幼児期において切れ目ない支援が必要となっています。

○ 具体的施策

施策① 子育て世代包括支援センター整備及び産前・産後支援

○子育て世代包括支援センターを整備し、様々な事情を抱える子育て世帯の支援に向け、関係機関と連携し、継続的に支援プランの検討や適切な支援に結び付けます。
○妊娠や出産の不安軽減や、仲間づくりなどを目的とした産前・産後サポート事業や母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導、心理的支援など産後ケア事業を推進します。

施策② 妊産婦健康診査の推進

○妊産婦健康診査及び歯科検診の受診票を発行し、受診を奨励することにより、妊娠中及び産後の異常の早期発見・早期治療を行い、母体の健康の保持増進を図ります。

施策③ 乳幼児健康診査の推進

○集団健康診査や個別健康診査、新生児聴覚検査において、乳幼児の発育・発達状況を確認し、保護者の育児不安を解消するための助言を行うとともに、疾病や障がいの早期発見に努め、適切な支援を行います。

施策④ 家庭における育児サポートの推進

○乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や親と子の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育を支援することが必要と認められる保護者や出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、相談・指導・助言等の支援を行います。
○産前教室やふれあいベビー教室、離乳食教室などにより、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、仲間づくりを進めながら楽しい子育てができるよう支援します。

施策⑤ 予防接種事業の推進

○感染の恐れがある病気の発生や蔓延を防ぐため、予防接種率を高め免疫力の向上を目指します。

**施策⑥ むし歯予防の推進**

○歯科保健指導や乳幼児歯科教室を行い、乳幼児期の虫歯予防を推進するとともに、保護者の口腔衛生意識の向上を図ります。

No	事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業目標 事業量見込 (令和6年度)
26	妊婦一般健康診査	妊娠中の異常を早期に発見し、母体の健康の保持増進を図るために健康診査を行う。	受診票使用率 79.1%	受診票使用率 85.0%
27	妊婦歯科検診	妊娠期の口腔衛生の向上を図るため、歯科検診及び歯のクリーニングを行う。	受診票使用率 55.4%	受診票使用率 60.0%
28	乳児一般健康診査	子どもの健康状態を把握するとともに、疾病や障がい早期に発見し、健やかな発育・発達を促進するため個別健康診査を行う。	受診票使用率 89.6%	受診票使用率 95.0%
29	乳幼児集団健康診査	子どもの健康状態を把握するとともに、疾病や障がい早期に発見し、健やかな発育・発達を促進するため4か月、10か月、1歳6か月、2歳6か月及び3歳6か月の集団健康診査を行う。	受診率 98.2%	受診率 99.0%
30	発達相談事業	発達の遅れや障がいの疑いのある子どもについての療育相談に対応するとともに、療育指導及び保護者の精神的ケアを行う。	開催回数 43回 相談件数 112件	開催回数 44回 相談件数 134件
31	乳児全戸訪問事業	生後4か月までの乳児を対象に、子育ての孤立化を防ぐため子育てに関する情報提供等しながら家庭訪問を行う。訪問は地区の民生児童委員に依頼し、子育て家庭と顔の見える関係を築く。	訪問実施率 79.1%	訪問実施率 95.0%
32	妊産婦・乳幼児訪問指導	養育を支援することが必要と認められる保護者や出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、保健師等が相談・指導・助言等の支援を行う。	相談件数 3,515件 訪問件数 634件	相談件数 5,000件 訪問件数 1,500件
33	育児講座事業	産前教室やふれあいベビー教室、離乳食教室などにより、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、仲間づくりを進めながら楽しい子育てができるよう支援を行う。	開催回数 34回	開催回数 36回
34	予防接種事業	乳幼児の健康の確保と感染症予防の観点から予防接種事業を行う。	B C G接種率 92.4%	B C G接種率 95.0%
35	乳幼児歯科保健事業	乳幼児健診時や両親学級、乳幼児歯科教室において、歯科保健指導及び仕上げ磨きの実技指導等を行う。	3歳6か月児健診でむし歯のない子の割合 78.5%	3歳6か月児健診でむし歯のない子の割合 85.0%



基本方向2 食育の推進

○ 現状と課題

- 子どもの食をめぐっては、ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、朝食の欠食やバランスの偏った食事が課題となっています。また、幼児期の肥満や生活習慣病が増加しています。
- 親子のコミュニケーションの場となる食卓において家族そろって食事をする機会も減少している状況にあります。食を通じて親子や家族との関わり、仲間や地域との関わりを深め、子どもの健やかな心と身体の発達を促すことが必要です。
- 子どもたち一人ひとりが食に関する知識を習得し、健全な食生活を実践できる大人になるための支援が必要です。

○ 具体的施策

施策① 発育段階に応じた食育の推進

- 「食」に関する正しい知識を普及させるため、発育段階に応じた様々なテーマで、子どもや保護者に対する啓発活動を行います。
- 楽しく食べる体験の積み重ねは、食への関心を育むことにつながることから、保育園や学校等において、工夫を凝らした取組を実践します。

施策② 家庭と地域における食育の推進

- 親と子の料理教室により、食文化の継承を通じて地域の人々との交流を深めるとともに、栄養のバランスや自分で料理することができる力を身につけ、食の楽しさを学ぶことができるよう努めます。

No	事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業目標 事業量見込 (令和6年度)
36	食育講座	発育段階に応じた様々な「食」のテーマで、子どもや保護者に対する啓発活動を行う。	3回	3回
37	親と子の料理教室	家庭での食育の実践につなげるとともに食文化の継承、地域交流を図る。	開催割合 93.8%	開催割合 100%

基本方向3 小児医療の充実

○ 現状と課題

- 安心して子どもを生み、育てることができる環境の促進を図るために、小児医療の体制を充実させるとともに、適切な情報提供を行うことが必要です。
- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小児医療にかかる費用の助成を継続的に行う必要があります。



○ 具体的施策

施策① 小児医療体制の情報提供

○広報やホームページ等により夜間や休日の小児医療の情報提供を行います。

施策② 医療費負担の軽減

○乳幼児期から高校生における医療費の負担を軽減するため、医療費の助成を継続して行います。

No	事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業目標 事業量見込 (令和6年度)
38	小児医療体制の情報提供	夜間や休日の小児医療の情報を提供する。	広報等への 掲載回数 12回	広報等への 掲載回数 12回
39	未熟児養育医療費助成	未熟児は疾病にかかりやすく、心身の障がいを残すことも多いことから医療を必要とする未熟児に対する、必要な医療の助成を行う。	給付件数 31件	給付件数 31件
40	子ども・妊産婦医療費給付事業	妊娠5か月目から出産した翌月までの妊産婦と、高校3年生までの子どもに、医療費の一部を助成する。	子ども (0歳～高3) 7,251人 54,007件 妊産婦 260人 1,904件	子ども (0歳～高3) 7,251人 54,007件 妊産婦 260人 1,904件



基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備

基本方向1 安心して外出できる環境の整備

現状と課題

- 通学路や保育所等の散歩コースの中には、より安全性を高めるために改善が必要な箇所があります。
- 公共施設や商業施設において、オムツ替えや授乳ができるスペース、ベビーベッドの設置を進める等、子連れで安心して出かけやすい環境を整えることが必要です。

具体的施策

施策① 子育て世代に配慮した環境の整備

- 学校・地域からの要望等に基づき、計画的に通学路の整備を進めます。
- 教育・保育施設、地域からの要望に基づき、施設周辺や散歩コースの整備を進めます。
- 子連れで外出した際、気軽に立ち寄り、オムツ替えや授乳ができる施設「きたかみ赤ちゃんの駅 ほっぺ」の設置拡大を図るとともに、利用者へのPRを行います。

No	事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業目標 事業量見込 (令和6年度)
41	通学路の整備事業	学校・地域からの要望等に基づき、計画的に通学路の整備を行う。	—	要望に 対応できた割合 100%
42	散歩コースの整備	教育・保育施設、地域からの要望に基づき、歩道等の整備を行う。	—	20か所
43	赤ちゃんの駅事業	オムツ替えや授乳ができる施設を「きたかみ赤ちゃんの駅 ほっぺ」として登録しPRする。	31か所	50か所

基本方向2 地域・企業における子育て支援の推進

現状と課題

- 子育て家庭における育児と仕事の両立は、日々の生活で大切なものを自らの意志によって選択できる社会づくりにとって、重要な課題となっています。女性の再就職支援や企業による従業員の家庭環境、子育て環境等に配慮した対応等、誰もが自ら望む生き方で働き続けられる社会の実現のために、行政・市民・事業主が一体となって取り組む必要があります。
- 男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発を行うことが必要です。



〇 具体的施策

施策① ワーク・ライフ・バランスの啓発

- 誰もが自ら望む生き方で働き続けられる社会づくりに向けて、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業を行います。
- 性別による固定的な役割分担にとらわれず、共同して家事や育児に参画する意識を高めるための啓発事業を行います。

施策② 育児と仕事の両立の支援

- 妊娠中や出産後の女性労働者の母性保護の重要性等について事業者へ啓発するとともに、育児休業制度や短時間勤務制度、子どもの看護休暇制度など各種制度の普及を図ります。
- 結婚や出産を機に退職し、再就職を希望する女性に対し、就労や育児との両立が叶えられるよう支援するための講座等を開催します。
- 育児しながら働く就労者を支援するため、事業所内保育所の設置について事業者働きかけます。

No	事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業目標 事業量見込 (令和6年度)
44	男女共同参画講座開催事業	男女共同参画社会と多様性社会の実現に向けて、市民への意識啓発を行う。	延べ 参加者数 156人	延べ 参加者数 150人
45	ワーク・ライフ・バランス啓発事業	ワーク・ライフ・バランスの啓発のため、ホームページや広報等による情報提供を行う。	実施回数 3回	実施回数 3回
46	女性就労支援事業	結婚や出産を機に退職した女性の再就職等を支援するための講座等を開催する。	開催回数 5回	開催回数 3回以上
47	事業所内保育所設置促進事業	事業者に対して、事業所内保育所の設置を働きかける（地域型保育施設及び企業主導型保育施設を含む。）。	7か所	9か所



基本目標4 社会的支援を要する児童・家庭に対するきめ細かな対応

基本方向1 児童虐待防止対策の推進

現状と課題

- 児童虐待の通告や相談件数は、年々増加傾向にあります。
- 子どもへの虐待は、心身の成長や人格形成に大きな影響を与える重大な人権侵害です。虐待を受けた子どもが親になり自分もまた虐待を繰り返す、世代間連鎖を引き起こすこともあり、将来にわたっての影響も懸念されることから、社会全体で取り組んでいく必要があります。

具体的施策

施策① 子ども家庭総合支援拠点の整備と家庭児童相談活動の充実

- 身近な地域での子どもやその家庭の支援及び家庭児童相談機能を充実させるために子ども家庭総合支援拠点を整備します。拠点では要保護児童、要支援児童への支援をはじめ、子ども家庭支援全般に係る相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、養育不安等の解消に努めます。
- 拠点の整備にあたり、虐待対応専門員及び子ども家庭支援員を配置し、人員体制の強化を図ります。あわせて、国が開発中の情報共有システム及び相談システムの導入についても検討していきます。

施策② 児童虐待防止ネットワークの充実

- 子ども家庭総合支援拠点を北上市要保護児童対策地域協議会の調整担当機関と位置づけ、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応ができるよう児童相談所、警察、保健医療機関等、関係機関の更なる連携強化を図ります。

No	事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業目標 事業量見込 (令和6年度)
48	虐待対応専門員、子ども家庭支援員及び家庭児童相談員による相談・訪問・見守り	虐待対応専門員、子ども家庭支援員及び家庭児童相談員が適切な支援を行う。	随時 (新規受付件数 47件)	随時
49	要保護児童対策地域協議会運営事業	児童虐待の早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所、警察、保健医療機関等で構成する要保護児童対策地域協議会を運営する。	代表者会議 1回 実務者会議 4回 ケース検討会議 28回	代表者会議 1回 実務者会議 4回 ケース検討会議 随時



基本方向2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

○ 現状と課題

○ひとり親家庭等の子どもたちが健やかに成長できるよう経済的支援や就労支援対策を推進する必要があります。

○ 具体的施策

施策① ひとり親家庭等の自立支援の充実

○ひとり親家庭等の生活費、養育費、教育費、借金問題等の経済的困窮に関する相談体制の充実を図るとともに、ひとり親支援に関する情報提供を行います。

○ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、父・母の就職や資格取得を促進するための給付金を支給します。

施策② ひとり親家庭等への経済的支援の充実

○ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当の給付を継続して行います。

○ひとり親家庭の父・母や子どもが経済的理由で適正な医療が受けられないことがないよう、医療費の助成を継続して行います。

○ひとり親家庭の児童が放課後児童健全育成事業を利用する場合の保育料を減免します。

No	事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業目標 事業量見込 (令和6年度)
50	母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金給付事業	ひとり親家庭の父・母が就職するために、雇用保険制度の教育訓練給付を受けている講座を受講する際に、受講にかかる費用の一部を助成する。	支給件数 2件	支給件数 2件
51	母子及び父子家庭高等職業訓練促進給付金給付事業	ひとり親家庭の父・母が資格を取得するために、高等職業訓練養成機関で一定期間修業する場合、その間の生活にかかる経済的負担を軽減するため助成を行う。	支給件数 2件	支給件数 2件
52	児童扶養手当給付事業	父母の離婚等により、父または母が生計を同じくしていない児童を育てている家庭の安定と自立の促進を図るため手当の支給を行う。	対象世帯数 832件	対象世帯数 800件
53	ひとり親家庭医療費給付事業	ひとり親家庭の父・母や子どもが適正な医療が受けられるよう、医療費の一部を助成する。	父母 676人 5,811件 子 834人 6,927件 父母のいない子 2人 1件	父母 676人 5,811件 子 834人 6,927件 父母のいない子 2人 1件
54	学童保育所使用料の減免事業	ひとり親家庭の児童が放課後児童健全育成事業を利用する場合の保育料の一部を減免する。	減免対象 延べ1,559月分	減免対象 延べ1,559月分



基本方向3 障がいのある児童・家庭への支援

〇 現状と課題

- 〇障がい児のライフステージに応じた総合的・継続的支援が適切かつ円滑に行えるよう、相談支援ファイルなどを活用して関係機関が基本的な情報を共有し、連携を強化していく必要があります。
- 〇保育所や幼稚園等での集団での生活は、障がい児の発達を促すうえで、大きな効果が期待できることから、受け入れを継続して行う必要があります。
- 〇医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう関係分野の支援を調整できる相談支援が求められています。

〇 具体的施策

施策① 療育を必要とする子どもへの支援及び保護者の支援

- 〇こども療育センターを中心に関係機関が連携を図りながら、障がいや発達の遅れのある子どもの早期療育に努めるとともに、福祉サービスや療育、医療の情報提供を行います。
- 〇保護者の介護負担を軽減するため、子どもを見守ることができないときに預かる日中一時支援や、短期入所等のサービス提供体制の充実を図るとともに、医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置を進めます。

施策② 幼稚園・保育所等における障がい児受け入れの推進

- 〇障がい児の受け入れを推進するため、幼稚園や保育所等における人員体制及び保育者への研修の充実を図ります。

施策③ 就学に向けた相談体制の充実

- 〇子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するために、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容やその後の円滑な支援につなげていくよう努めます。

No	事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業目標 事業量見込 (令和6年度)
55	児童発達支援	早期療育を行う必要があると認められた未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	月平均利用者数 103人 市内事業所数 3か所	月平均利用者数 126人 市内事業所数 3か所
56	放課後等デイサービス	学校（小学校～高等学校）に就学しており、放課後または休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	月平均利用者数 172人 市内事業所数 6か所	月平均利用者数 184人 市内事業所数 6か所



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

No	事業名	事業内容	現状 (平成30年度)	事業目標 事業量見込 (令和6年度)
57	保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員等が保育所等を訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う。	月平均利用者数 1人 市内事業所数 0か所	月平均利用者数 2人 市内事業所数 0か所
58	障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を利用する前に「障害児支援利用計画」を作成するとともに、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。	年間利用者数 284人 事業所数 6か所	年間利用者数 284人 事業所数 6か所
59	日中一時支援	日中や放課後等において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行う。	月平均利用者数 73人 事業所数 10か所	月平均利用者数 73人 事業所数 10か所
60	こども療育センター 児童発達支援事業	こども療育センターに通園する親子に対し、親子体操、運動遊び、音楽療法、製作などの活動や、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の療育を提供する。	利用者満足度 85.7%	利用者満足度 80.0%
61	こども療育センター 保育園幼稚園等 巡回訪問	こども療育センターの療育専門員と職員が申請のあった保育園幼稚園等を訪問し、障がいまたは発達の遅れのある児童について発達状況や保育状況の観察及び園の職員とのカンファレンスを行い、保育・療育に必要な知識や技術について指導・助言する。	対象児数/ 訪問回数 2.8人	対象児数/ 訪問回数 3.0人以下
62	こども療育センター 訪問療育事業	重度の障がいがあるために外出が困難な児童の家庭を訪問し、療育を行う。	—	利用申し込み への対応割合 100%
63	こども療育センター 相談支援事業	心身に障がいまたは発達の遅れのある児童及び保護者の療育上の相談（療育相談、発達相談、ことばの相談、運動発達相談、医療相談）を行う。	ことばの相談 及び運動発達 相談の実施回数 32回	ことばの相談 及び運動発達 相談の実施回数 34回
64	幼稚園・保育所等での 障がい児保育事業	幼稚園・保育所等において、障がい児を積極的に受け入れるとともに、保育士等を追加で配置し、きめ細かな教育・保育を行う。	幼稚園、保育園、 認定こども園 全園 地域型保育 5か所	幼稚園、保育園、 認定こども園 全園 地域型保育 5か所
65	教育・就学相談事業	教育・就学に関わる様々な悩みについての相談に応じる。	相談件数 44件	相談件数 50件
66	相談支援ファイル事業	子どもの発達特性や保護者の教育的ニーズに応じた「教育的支援」を乳幼児期から学校卒業まで一貫して行っていくための情報を集めた「相談支援ファイルライト版」を作成し、活用する。	相談支援 ファイル数 504冊	相談支援 ファイル数 700冊
67	医療的ケア児に対する 支援を調整するコー ディネーターの設置	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについて相談支援事業所と協議を行い、設置を促進する。	0人	2人



基本目標5 子どもの貧困対策の推進

平成29年度に実施した「北上市子どもの生活実態調査」によって明らかになった課題を4つの基本方向として整理し、調査により把握した子どもの貧困率9.6%、ひとり親世帯の貧困率41.6%の改善を目標に、具体的施策の推進を図ります。なお、平成31年3月発行の「北上市子どもの生活実態調査結果報告書」に調査結果データのほか、現状と課題を記載しています。

基本方向1 教育の支援

○ 現状と課題

○所得層Ⅰ（※ 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」から算出された日本国内の等価可処分所得（世帯の可処分所得【手取り収入】を世帯人数の平方根で割り調整した所得）の中央値の2分の1である122万円未満を基準額とし、それを下回る世帯）の世帯は、保護者の大学等への進学希望が低く、子どもの学習の理解度や自己肯定感などが低くなっており、少なからず経済状況が影響していることから、早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていく体制づくりが必要です。

○ 具体的施策

施策① 進路や教育の希望が叶えられる環境の整備

- 学習支援事業や地域教育力向上放課後子ども教室について、設置か所数を増やすことを検討していきます。
- 奨学金制度について、地元就業支援奨学金返還免除制度のさらなる周知や貸与額の増額等制度の拡充について検討していきます。

施策② 気軽に相談できる場や生活支援、福祉制度につなげる体制の充実

- 学習支援事業や地域教育力向上放課後子ども教室の設置か所数を増やすことで、気軽に相談できる体制の充実を図ります。
- 地域と学校との連携を図ることで、子どもが安心できる居場所、気軽に相談できる場の充実を図ります。

事業名	事業内容	第2期計画での分類
子どもの学習支援事業	生活に困窮している世帯の子どもが、本人の意思に基づき進学ができるよう、学習ボランティアによる学習会の開催により学力の向上を支援する。また、学習支援員が家庭訪問等により保護者への相談支援を行うとともに高等学校進学者の中退防止支援を行う。	拡充



事業名	事業内容	第2期計画での分類
地域教育力向上放課後子ども教室設置事業	地域住民が放課後等に児童を見守り、体験学習の機会や居場所の提供等をしている。	充実
地域学校協働本部設置事業	地域と学校の連携を図り、学校を核とした地域づくりを進めるための組織であり、学校が設置する「学校運営協議会」とで、地域学校協働活動（放課後等の学習活動、体験活動など）を実施する。	新規
奨学金貸与事業	経済的理由により修学困難な者へ奨学金を貸与し、教育を受ける機会の拡充と人材育成のための支援を行う。	拡充

※【拡充】：事業対象や規模の拡大、追加するもの

【充実】：既存事業の手法の見直し等によりサービスを向上させるもの

【新規】：事業の進捗管理により、その効果等を見極めたうえで拡充や充実に向けた体制整備をしているもの

基本方向2 生活の支援

現状と課題

○所得層Ⅰ及びひとり親世帯等では、健康状態がよくないとする割合が高く、心の状態においても将来への希望を持てないとする割合が高い傾向にあることから、早期対応により親子の心身の不安を和らげ、安心して子育てできるよう、関係機関との連携など相談体制の充実による生活の支援が必要となります。

具体的施策

施策① 子どもの居場所づくり、気軽に相談できる場所の提供

○新たな保健・子育て支援複合施設を整備し、子どもの居場所や相談体制の充実を図ります。
○食事の提供と併せて学習支援、遊び、様々な体験活動等を行う子どもの居場所の開設にあたっては、その開設等の費用を補助します。

施策② 行政と地域関係機関等の連携の強化

○関係機関との定期的な情報共有の場を設定します。

施策③ 制度の周知、世帯状況に寄り添う相談体制の充実

○生活困窮者自立支援事業の制度の周知や相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	第2期計画での分類
子どもの居場所づくり開設等支援補助金	食事の提供と学習支援等を行う子ども居場所の新規開設に要する経費及び既存の子ども食堂が行う学習やレクリエーション等の機能強化に必要な経費に対して補助を行うとともに、開設や運営にあたっての相談にも対応する。	充実
生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、関係機関との連携による包括的かつ継続的な相談支援等を実施する。	拡充



事業名	事業内容	第2期計画での分類
産前産後サポート事業	妊婦・産婦その家族へ交流を図りながら相談に乗り、家族の負担軽減を図る。	新規
子育て世代包括支援センターの設置	既存事業等、妊産婦乳幼児に係る事業が、対象者に対して切れ目のない支援を提供対応しコーディネートする。	新規
子ども家庭総合支援拠点の設置	子ども家庭支援に係る実情把握、情報提供、相談、総合調整。要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務。関係機関との連絡調整。	新規
民生委員・児童委員との連携強化	定期的に家庭児童相談員等が各地区民協に参加するなどし、要保護児童等について情報交換を行う。	新規

基本方向3 経済的支援

現状と課題

○所得層Ⅰの世帯は、所得層Ⅱ（所得層Ⅰの基準額を上回る世帯）と比べ、借金をして生活する割合が高くなっており、医療費の支払いができないため子どもを医療機関に受診させなかった経験のある保護者もいることから、安心して受診できる支援が必要となります。

具体的施策

施策① 経済的な悩みを抱えている世帯に対する支援の充実

- 学童保育所等の利用料の減免を進めます。
- 生活困窮者自立支援事業の制度の周知や相談体制の充実を図ります。（再掲）

施策② 安心して医療機関を受診できる支援の充実

- 医療費給付事業について、現物給付の対象の拡大を進めます。

事業名	事業内容	第2期計画での分類
ひとり親家庭医療費給付事業	配偶者がいない又は配偶者に重度障害がある方で、児童を養育している方とその児童に対し医療費の一部を給付し、心身の健康保持と生活の安定に寄与する。	充実
子ども・妊産婦医療費給付事業	子ども及び妊産婦に医療費の一部を給付し、心身の健康保持と生活の安定に寄与する。	充実
保育料軽減事業	低所得世帯及び多子世帯の副食費については市独自軽減を実施する。	新規
学童保育所使用料の減免	生活保護世帯及び就学援助費支給規則に定める準要保護世帯は全額免除する。 母子及び父子世帯は2分の1を減免する。	拡充



基本方向4 保護者の就労の支援

〇 現状と課題

○所得層Ⅰの世帯は所得層Ⅱの世帯に比べ、保護者の正規雇用の割合が低いことから、保護者の雇用状況が世帯所得へ一定程度影響していることがうかがえます。

〇 具体的施策

施策① 正規雇用としての就労や復職のための資格取得、就労支援の充実

○就労支援員等による支援の拡大や、支援事業の充実を図ります。

事業名	事業内容	第2期計画での分類
就労支援員設置事業	就労支援員を設置し、生活保護法による被保護者及びひとり親に対し、きめ細かな就労支援を行い、対象者の自立を図る。	拡充
北上地域人材確保定着サポート事業	ジョブカフェさくらにおけるカウンセリング等の就労支援。	充実

【各ライフステージにおける主な支援施策】

	産前直後	乳幼児	小・中学	高等学校	専門・大学	就労・その他
教育の支援			子どもの学習支援事業 地域教育力向上放課後子ども教室設置事業	奨学金貸与事業		
生活の支援	産前産後サポート事業 子育て世代包括支援センター					子どもの居場所づくり開設等支援補助金 生活困窮者自立支援事業
経済的支援			子ども・妊産婦医療費給付事業	ひとり親家庭医療費給付事業		
		保育料軽減事業	学童保育所使用料の減免			
就労の支援						就労支援員設置事業 北上地域人材確保定着サポート事業



【子どもの貧困対策の関連施策一覧】

課題	施策名	課題	施策名
教育の支援	子どもの学習支援事業	生活の支援	放課後児童健全育成事業
	ジュニアリーダー養成事業		地域子育て支援センター事業
	地域教育力向上放課後子ども教室設置事業		子育て支援コンシェルジュ設置事業
	小・中学校就学援助事業		子ども家庭総合支援拠点の設置
	個別指導支援事業	経済的支援	消費者救済資金貸付事業
	教育相談員設置事業		ひとり親家庭医療費給付事業
	学カステップアップ事業		子ども・妊産婦医療費給付事業
	奨学資金貸与事業		重度心身障害者医療費給付事業
	地域学校協働本部設置事業		生活保護扶助費
生活の支援	法律相談事業		特別障害者手当
	行政相談・人権相談事業		障害児福祉手当
	住居確保給付金事業		育成医療給付事業
	子どもの居場所づくり開設等支援補助		更生医療給付事業
	生活困窮者自立支援事業		補装具費支給事業
	健康相談		日常生活用具給付事業
	妊産婦乳幼児訪問相談事業		福祉タクシー事業
	乳幼児集団健康診査事業		妊婦・乳児個別健康診査事業
	産後ケア事業		妊婦歯科保健検診事業
	食育計画推進事業		新生児聴覚検査事業
	産前・産後サポート事業		産後健康診査事業
	子育て支援事業		予防接種事業
	子どもの歯科保健事業		小児インフルエンザ予防接種助成事業
	思春期保健事業		未熟児養育医療給付事業
	健康相談事業		保育料軽減事業
	栄養指導、食生活改善指導事業		学童保育所使用料の減免
	自殺対策事業		児童手当
	子育て世代包括支援センターの設置		児童扶養手当
	市営住宅管理事業		特別児童扶養手当
	家庭児童相談室設置事業	就労の支援	就労準備支援事業
	婦人相談員設置事業		就労支援員設置事業
	ひとり親家庭等日常生活支援事業		北上地域人材確保定着サポート事業
	民生児童委員との連携強化		母子家庭及び父子家庭高等技能訓練促進事業
	子育て支援短期利用事業		母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付事業
	ファミリー・サポート・センター事業		一時預かり事業

※網掛け（太字）は重要施策



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

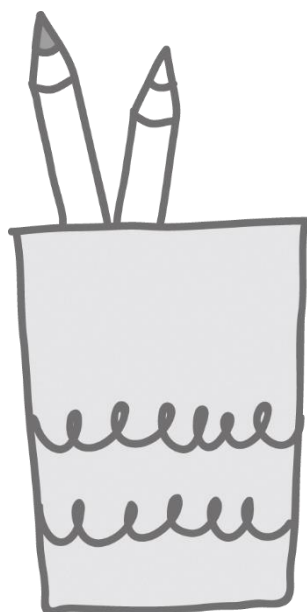
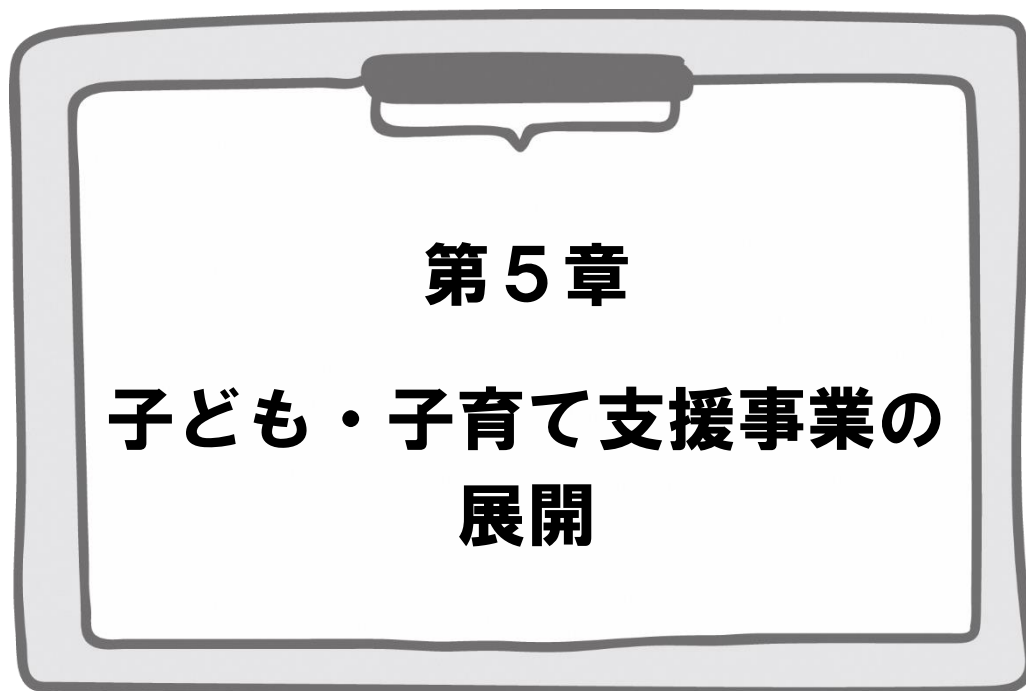
【主な指標】

指標			北上市	備考	岩手県	備考	国
1	生活保護世帯	子どもの高等学校等進学率	88.9%	北上市 保健福祉部 調べ 平成30年度	94.2%	平成29年度	93.7% (平成30.4.1)
2		子どもの高等学校等中退率	0.0%		5.1%		4.1% (平成30.4.1)
3		子どもの大学等進学率	33.3%		31.3%		36.0% (平成30.4.1)
4	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	58.8%	北上市 教育委員会 調べ 令和元年度 (県から派遣)	※県教委ではスクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置し各市町村教委からの要請により対応していることから、国と同条件のデータを持ち合わせておらず、数値を算出できない。		50.9% (平成30年度)
		中学校	88.9%				58.4% (平成30年度)
5	スクールカウンセラーの配置率	小学校	41.0%		45.8%	令和元年度	67.6% (平成30年度)
		中学校	100%		98.7%		89.0% (平成30年度)
6	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に制度の書類を配布している学校の割合)		100%		北上市 教育委員会 調べ 令和元年度	90.9%	平成29年度
7	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	100%	73.3%		平成30年度	47.2% (平成30年度)
		中学校	100%	87.9%	56.8% (平成30年度)		
8	子どもの貧困率		9.6%	北上市 子どもの生活実態調査 平成29年度	-	-	13.9% (平成27年)
9	ひとり親世帯の貧困（所得層Ⅰ）割合		41.6%		-	-	50.8% (平成27年)

※国の指標は「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月）

【北上市子どもの生活実態調査結果報告書より抜粋（平成29年度調査）】

調査項目		所得層Ⅰ	所得層Ⅱ
教育	希望する最終学歴を大学またはそれ以上と回答した割合	21.2%	39.8%
	授業の理解が困難な割合（小5）	7.7%	3.1%
	授業の理解が困難な割合（中2）	26.9%	9.6%
	学校に行きたくないと思った割合（小5）	52.3%	40.5%
	学校に行きたくないと思った割合（中2）	67.3%	46.4%
生活	保護者の健康状態がよくない割合	16.6%	8.4%
	保護者の心の状態で、将来に希望が持てない割合	23.2%	8.5%
	保護者の心の状態で、気分が沈み込んで気が晴れない割合	17.2%	5.3%
経済	借金をして生活している割合	11.9%	5.7%
	食料が買えなかった経験の割合	40.4%	14.6%
	衣類が買えなかった経験の割合	39.7%	19.1%
就労	正規の職員・従業員で就業している割合（父）	65.0%	87.5%
	正規の職員・従業員で就業している割合（母）	22.9%	37.3%





第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

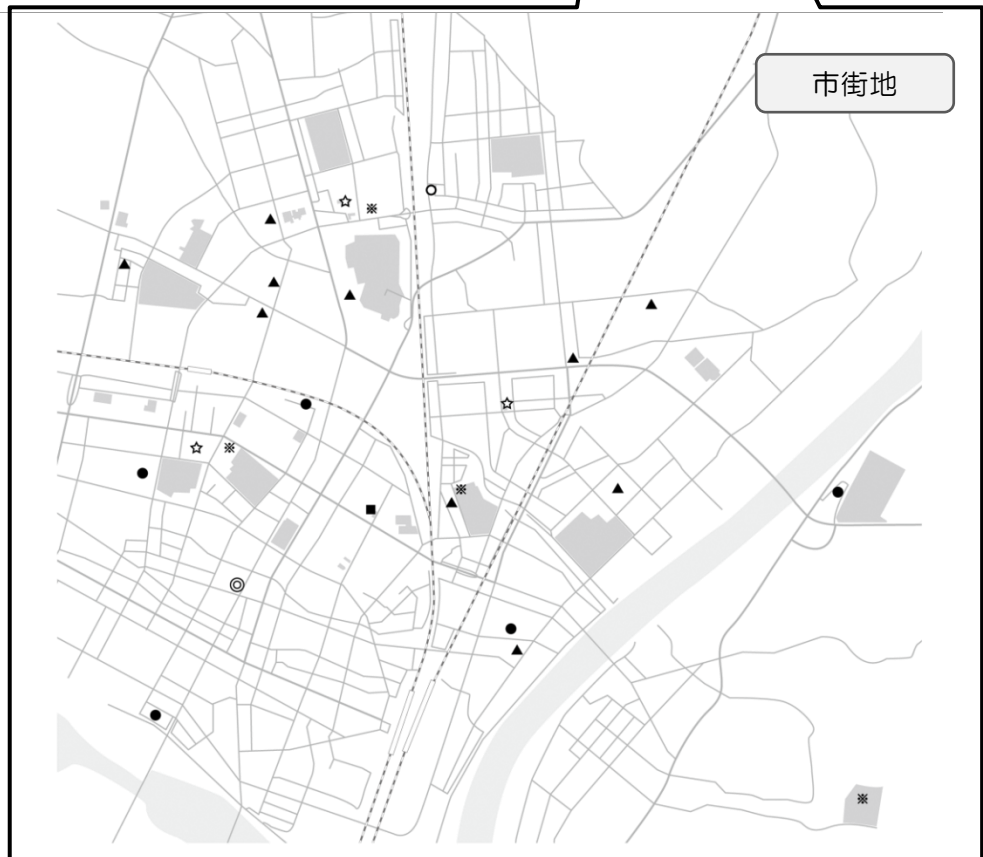
子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育事業等の現在の利用状況、施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域を設定することとされています。

本市では、次の理由から市内全域を一つの区域として設定します。

- ①各地域に在住する園児の利用が大半である園はあるものの、市内中心部にある保育所、幼稚園においては、市内各所から園児が通園してきていること。
- ②保護者の就労先等により、利用希望園が異なること。
- ③どの地域においても、市内中心部には車で概ね30分以内で移動できること。



■ 北上市の子ども・子育て支援事業関連施設の位置図





2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー





(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0～5歳では平成29年の4,581人から令和6年には4,071人と推計され、510人（11.1％）の減少が予測されます。また、6～11歳においても平成29年の5,154人から令和6年には4,677人と推計され、477人（9.3％）の減少が予測されます。

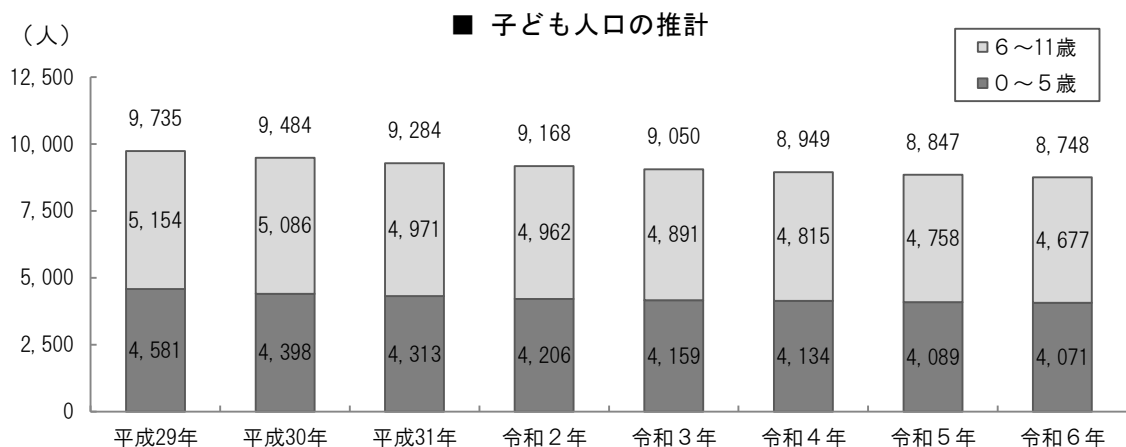
■ 子ども人口の推移と推計

単位：人

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	9,735	9,484	9,284	9,168	9,050	8,949	8,847	8,748
0歳	706	649	620	658	648	638	627	615
1歳	713	712	688	684	683	673	663	652
2歳	754	706	718	661	687	686	676	666
3歳	813	754	725	716	677	703	702	692
4歳	787	799	761	719	728	689	715	714
5歳	808	778	801	768	736	745	706	732
0～5歳	4,581	4,398	4,313	4,206	4,159	4,134	4,089	4,071
6歳	827	799	773	803	770	738	747	708
7歳	844	822	791	778	811	778	746	755
8歳	871	843	816	808	789	822	789	757
9歳	887	880	838	833	818	799	832	799
10歳	863	888	866	854	844	829	810	843
11歳	862	854	887	886	859	849	834	815
6～11歳	5,154	5,086	4,971	4,962	4,891	4,815	4,758	4,677

資料：平成29年～31年は、住民基本台帳（各年3月31日）

令和2年～6年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計値（各年3月31日）を一部修正





（３）家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後１年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（０～５歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現在	単位：％	
			現在	潜在
タイプＡ	ひとり親家庭	6.0		6.0
タイプＢ	フルタイム×フルタイム	46.2		50.4
タイプＣ	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	17.5		18.8
タイプＣ’	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	4.4		7.3
タイプＤ	専業主婦（夫）	25.4		17.0
タイプＥ	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.4		0.4
タイプＥ’	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0		0.0
タイプＦ	無業×無業	0.2		0.2

そして、令和２年度～令和６年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（０～５歳）

単位：％（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
タイプＡ	6.0	251	248	247	245	244
タイプＢ	50.4	2,119	2,096	2,083	2,060	2,051
タイプＣ	18.8	790	781	777	769	765
タイプＣ’	7.3	307	303	301	298	297
タイプＤ	17.0	715	707	702	695	692
タイプＥ	0.4	16	16	16	15	15
タイプＥ’	0.0	0	0	0	0	0
タイプＦ	0.2	8	8	8	7	7
推計児童数 (０～５歳)	100.0	4,206	4,159	4,134	4,089	4,071



(4) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

第1期計画の実績

第1期計画の実利用者数と教育・保育の提供量の計画値は、次のとおりです。

単位：人

認定	提供体制内訳	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1号	①実利用者数	1,278	1,204	1,167	1,119	1,061
	特定教育・保育施設	436	386	346	315	289
	確認を受けない幼稚園	842	818	821	804	772
	②提供量（計画値）	1,500	1,500	1,500	1,140	1,100
	特定教育・保育施設	660	660	1,230	320	280
	確認を受けない幼稚園	840	840	270	820	820
	②－① 計画値－実利用者	222	296	333	21	39
2号	①実利用者数	1,090	1,106	1,107	1,132	1,134
	②提供量（計画値）	1,049	1,049	1,049	1,130	1,090
	②－① 計画値－実利用者	▲41	▲57	▲58	▲2	▲44
3号 （合計）	①実利用者数	757	847	900	955	967
	特定教育・保育施設	713	700	711	695	699
	特定地域型保育事業	44	147	189	260	268
	②提供量（計画値）	759	795	895	950	950
	特定教育・保育施設	705	705	805	773	760
	特定地域型保育事業	54	90	90	177	190
	②－① 計画値－実利用者	2	▲52	▲5	▲5	▲17
	①実利用者数（5月）	108	122	139	157	151
	特定教育・保育施設	95	90	107	97	101
	特定地域型保育事業	13	32	32	60	50
（0歳）	②実利用者数（3月）	132	167	191	202	—
	特定教育・保育施設	107	99	121	112	—
	特定地域型保育事業	25	68	70	90	—
	③提供量（計画値）	133	145	205	200	190
	特定教育・保育施設	115	115	175	153	140
	特定地域型保育事業	18	30	30	47	50
	③－① 計画値－実利用者（5月）	25	23	66	43	39
	③－② 計画値－実利用者（3月）	1	▲22	14	▲2	—
（1・2歳）	①実利用者数	649	725	761	798	816
	特定教育・保育施設	618	610	604	598	598
	特定地域型保育事業	31	115	157	200	218
	②提供量（計画値）	626	650	690	750	760
	特定教育・保育施設	590	590	630	620	620
	特定地域型保育事業	36	60	60	130	140
	②－① 計画値－実利用者	▲23	▲75	▲71	▲48	▲56

※平成30、31年度の提供量及び提供体制内訳（計画）は、29年度に実施した中間見直しによるもの

※①実利用者数は各年5月1日時点

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 地域型保育



第2期計画の量の見込みと確保方策

ニーズ調査の結果をもとに、本市の地域特性等を検証しながら修正した就学前児童の教育・保育の必要となる量の見込みとそれに対する確保の内容は次のとおりです。

単位：人

認定	提供体制内訳	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
2号のうち 1号及び 教育利用	①量の見込み	1,000	970	970	960	960
	1号	540	520	520	520	520
	2号（教育利用希望）	460	450	450	440	440
	②確保の内容	1,440	1,268	1,288	1,288	1,238
	1号					
	特定教育・保育施設	380	414	424	424	399
	確認を受けない幼稚園	340	220	220	220	220
	小計	720	634	644	644	619
	2号					
	特定教育・保育施設	380	414	424	424	399
	確認を受けない幼稚園	340	220	220	220	220
	小計	720	634	644	644	619
	②－①	440	298	318	328	278
2号	①量の見込み	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
	②確保の内容	1,095	1,240	1,231	1,231	1,256
	特定教育・保育施設	1,095	1,222	1,213	1,213	1,238
	企業主導型保育施設（※）	0	18	18	18	18
	②－①	▲55	90	81	81	106
(合計) 3号	①量の見込み	1,110	1,130	1,120	1,110	1,100
	②確保の内容	1,053	1,108	1,111	1,111	1,163
	特定教育・保育施設	754	779	782	782	797
	特定地域型保育事業	299	299	299	299	336
	企業主導型保育施設（※）	0	30	30	30	30
	②－①	▲57	▲22	▲9	1	63
(0歳)	①量の見込み	250	250	250	250	250
	②確保の内容	226	237	236	236	251
	特定教育・保育施設	133	132	131	131	134
	特定地域型保育事業	93	93	93	93	105
	企業主導型保育施設（※）	0	12	12	12	12
	②－①	▲24	▲13	▲14	▲14	1
(1・2歳)	①量の見込み	860	880	870	860	850
	②確保の内容	827	871	875	875	912
	特定教育・保育施設	621	647	651	651	663
	特定地域型保育事業	206	206	206	206	231
	企業主導型保育施設（※）	0	18	18	18	18
	②－①	▲33	▲9	5	15	62

（※）企業主導型保育施設は、市の利用者支援の対象とする施設のみ確保方策に含みます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	幼稚園
2号認定 学校教育を希望	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）のうち学校教育を希望	認定こども園
2号認定 上記以外	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）のうち上記以外	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 地域型保育



(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

第1期計画の実績

第1期計画の地域子ども・子育て支援事業の実績と計画値は、次のとおりです。

事業名	単位	値	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
利用者支援事業	か所	実績	1	1	1	1	-	
		推計	1	1	1	1	1	
時間外保育事業	人日	実績	109	114	105	106	-	
		推計	55	55	55	55	55	
放課後児童健全育成事業								
小学１～３年生	人	実績	846	917	963	893	-	
		推計	800	800	800	800	800	
	小学４～６年生	人	実績	314	325	348	353	-
			推計	300	300	300	300	300
子育て短期支援事業	人日	実績	5	19	0	14	-	
		推計	5	5	5	5	5	
地域子育て支援拠点事業	人回	実績	15,051	12,804	13,810	14,153	-	
		推計	14,118	14,118	14,118	14,118	14,118	
一時預かり事業								
幼稚園の預かり保育	人日	実績	13,255	10,890	10,384	14,238	-	
		推計	80,500	80,500	80,500	80,500	80,500	
	一時預かり （ファミサポの未就学 児利用含む）	人日	実績	1,322	1,293	1,237	687	-
			推計	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
ファミリー・サポート・ センター事業 （就学児のみ）	人日	実績	614	105	102	40	-	
		推計	700	700	700	700	700	
病児・病後児保育事業	人日	実績	152	120	242	238	-	
		推計	200	200	200	200	200	
妊婦健康診査	人	実績	708	711	645	667	-	
		推計	860	860	860	860	860	
乳児家庭全戸訪問事業	人	実績	578	528	557	507	-	
		推計	600	600	600	600	600	
養育支援訪問事業	人	実績	747	481	464	634	-	
		推計	700	700	700	700	700	

※時間外保育事業の記載については、第1期計画時の単位を見直しています。



第2期計画の量の見込み

家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出した結果をもとに、本市の地域特性の整合性等を検証しながら修正した、本市に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、次のとおりです。

事業名	単位	実績	見込み	推計				
		平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	2	2	2
時間外保育事業	人日	106	80	105	105	105	105	105
放課後児童健全育成事業								
小学1～3年生	人	893	925	910	910	910	910	910
小学4～6年生	人	353	316	330	330	330	330	330
子育て短期支援事業	人日	14	42	40	40	40	40	40
地域子育て支援拠点事業	人回	14, 153	14, 118	13, 500	13, 600	13, 400	13, 200	13, 000
一時預かり事業								
幼稚園の預かり保育	人日	14, 238	95, 800	95, 800	95, 800	95, 800	95, 800	95, 800
一時預かり （ファミサポの未就学 児利用含む）	人日	687	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000
ファミリー・サポート・ センター事業 （就学児のみ）	人日	40	40	40	40	40	40	40
病児・病後児保育事業	人日	238	240	240	240	240	240	240
妊婦健康診査	人	667	580	580	580	580	580	580
乳児家庭全戸訪問事業	人	507	550	550	550	550	550	550
養育支援訪問事業	人	634	1, 080	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500



3 教育・保育及び地域子育て支援事業の提供体制の確保

(1) 施設型給付

特定教育・保育施設

- ① 幼稚園……………学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。
- ② 保育所……………保育所とは、保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。
- ③ 認定こども園……………就学前の子どもに教育・保育を一体的に行う機能を備え、県から認定を受けた施設で、3歳以上であれば、幼稚園と同様に保護者の就労状況にかかわらず入園できますが、3歳未満児については、保護者の就労など保育が必要な事由がある場合に限り入園できます。

〇 現状と課題

- 〇市内での教育ニーズに対する提供量は確保されていますが、保育の提供量が不足しています。
- 〇0歳児及び1歳児の待機児童が多く、受け皿の拡大が課題となっています。
- 〇保育士等が不足しており、待機児童発生の要因のひとつとなっています。
- 〇公立施設は老朽化が進んでいます。
- 〇一定の集団規模を確保するのが困難な地域において、認定こども園の設置など、既存の施設の見直しが求められています。
- 〇保護者の就労状況にかかわらず、同一の施設を利用できる認定こども園のニーズが高まりつつあります。
- 〇認可外保育施設指導監督基準に適合しない認可外保育施設について、基準への適合と質の向上が求められています。

〇 確保方策

- 〇3歳未満児の保育の受け入れ枠を拡大するため、幼稚園の認定こども園化を支援します。
- 〇幼稚園の事業者に対して、認定こども園への移行に伴う建設費用の一部を補助します。
- 〇保育・教育を提供するために必要な保育士・幼稚園教諭・保育教諭などの人材を確保するため、処遇の改善に取り組みます。あわせて、研修の機会を確保し、保育・教育の質の向上につながる人材育成に努めます。
- 〇保育士等の確保状況や入所児童数の実績を踏まえた定員調整により、確保を図ります。
- 〇多子世帯及び低所得世帯の保育料や副食費の負担軽減を図ります。
- 〇幼稚園において、預かり保育や給食の提供、通園バス運行などサービスの充実を図ります。
- 〇黒沢尻幼稚園の移転新築を行います。



- 横川目幼稚園及び横川目保育園を統合し民営による認定こども園化を行い、教育・保育の場を確保します。
- 藤根幼稚園の認定こども園化を進めます。
- 民間保育所の認定こども園化について、ニーズを踏まえて対応します。
- 認可外保育施設の事業者に対して、認可施設への移行を支援します。

■ 教育・保育施設の年度別提供施設数

単位：か所

	実績	推計				
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園	10	10	8	8	8	7
保育所	16	17	16	14	14	14
認定こども園	3	3	5	7	7	8

※幼稚園は、施設型給付の確認を受けない施設を含む

(2) 地域型保育給付

地域型保育事業

- ① 小規模保育事業……市の認可を受けた定員6～19人の施設で保育を行うものです。
- ② 事業所内保育事業……企業が施設を運営し、主に従業員の子どものみを預かるものです。
- ③ 居宅訪問型保育事業…市の認定を受けた保育者が子どもの家庭で保育を行うものです。

○ 現状と課題

- 第1期計画において20か所の地域型保育事業所を認可し、保育の受け皿を拡大しましたが、保育需要の高まりなどから、0歳児及び1歳児の待機児童解消には至っていません。また、小規模保育事業所を卒園する3歳以上児の保育の受け皿整備が遅れているため、「3歳の壁」が新たな課題となっています。ニーズ調査の結果においても、認可保育所は56.5%が利用を希望しているのに対し、小規模保育施設は12.7%にとどまっていることから、ニーズに対応した施設を整備する必要があります。
- ニーズ調査の結果によると、現在就労していない保護者の約3割が1年以内での就労を希望していることや、就労希望時期の子どもの年齢についての回答は「0～3歳」が4割に達していることから、さらなる保育需要の伸びが見込まれます。
- 企業主導型保育施設が2か所ありますが、地域枠について市の利用者支援の対象としていないため、活用できていません。
- 認可外保育施設指導監督基準に適合しない認可外保育施設について、基準への適合と質の向上が求められています。(再掲)



確保方策

- 保育士等の確保状況や入所児童数の実績を踏まえた定員調整により、確保を図ります。
- 企業主導型保育施設の地域枠について、設置者と調整を行い、市の利用者支援の対象とし、確保を図ります。
- 認可外保育施設の事業者に対して、認可施設への移行を支援します。
- 居宅訪問型保育事業の実施について検討します。

■ 地域型保育事業の年度別提供施設数

単位：か所

	実績	推計				
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小規模保育事業	18	19	19	19	19	21
事業所内保育事業	2	2	2	2	2	2
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	1

■ 企業主導型保育事業の年度別提供施設数

単位：か所

	実績	推計				
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
企業主導型保育施設	0	0	2	2	2	2

※市の利用者支援の対象とした施設に限る

(3) 相談支援

① 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

- 子育て支援コンシェルジュを配置し、子育て家庭の様々なニーズへの相談助言等を行いました。子ども・子育て支援新制度への移行及び幼児教育・保育の無償化により、保育サービスが多様化・複雑化しており、支援センター等で気軽に相談できる子育て支援コンシェルジュへの相談件数及び1件当たりの相談対応時間が増えています。



○ 確保方策

○子育て支援コンシェルジュの育成及び相談体制の強化に取り組みます。

■ 利用者支援事業の年度別提供施設数

単位：か所

	実績	推計				
	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
施設数	1	1	1	2	2	2

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

○ 現状と課題

○市内に4か所の子育て支援センターがあり、未就学児の交流の場や子育てに関する相談の場として機能していますが、土曜日は開所施設が少なく、日曜日は開所していないため、ニーズに対応できていません。

○ 確保方策

○土曜日、日曜日の開所について検討し、ニーズへの対応に努めます。

○大通り保育園地域子育て支援センター及び江釣子保育園地域子育て支援センターの施設整備を行います。

■ 地域子育て支援拠点事業の年度別提供施設数

単位：か所

	実績	推計				
	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
施設数	4	4	4	4	4	4

(4) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児を対象に子育ての孤立化を防ぐため子育てに関する情報提供などをしながら家庭訪問を行います。訪問は地区の民生児童委員に依頼し、子育て家庭と顔の見える関係を築き養育環境等の把握を行う事業です。



○ 現状と課題

○市内の民生児童委員が生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行っています。

○ 確保方策

○子育てへの不安を和らげ、必要な支援や助言を行うとともに、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる家庭の早期発見に努めます。

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

○ 現状と課題

○養育支援の必要な家庭に対して、保健師や助産師が相談・指導・助言等の支援を行っていますが、配慮すべき家庭は増加傾向にあります。

○ 確保方策

○養育の支援が必要な家庭に対して、引き続ききめ細かい対応ができるよう支援体制の充実に努めます。

(5) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

◇短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

連続7日を限度に必要な期間子どもを預かる事業

◇夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

ひとり親家庭において、保護者の就労等により帰宅が恒常的に夜間にわたるため、子どもの生活指導、夕食の賄い等が困難である場合に、1か月を限度に預かる事業

○ 現状と課題

○利用可能な施設が市内にはなく、遠方になること及び空き状況によっては利用したい時に利用できないことがあります。



○ 確保方策

○引き続き、ニーズに応じた支援を行っていくとともに、更なる事業の周知を図ります。

② 一時預かり事業

保護者の疾病やリフレッシュのため、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

○ 現状と課題

○一般型は1か所で実施しており、一時的な保育ニーズに対応しているが、保育士の確保が課題となっています。

○幼稚園型は、公立幼稚園全園、幼保連携型認定こども園全園で実施し、教育利用している家庭の保育ニーズに対応しています。幼児教育・保育の無償化に伴い、ニーズが高まることが想定されるため、対応する幼稚園教諭や保育教諭の確保をすすめる必要があります。

○ファミリー・サポート・センター事業による一時預かりは、預かり会員の確保が課題となっています。

○ 確保方策

○子育て世代包括支援センターの整備に伴い、一般型の実施施設の増設を検討します。

○施設型給付を受ける幼稚園及び認定こども園全園で幼稚園型を実施し、確保を図ります。

■ 一時預かり事業の年度別提供施設数

単位：か所

	実績	推計				
	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
一般型	1	1	2	2	2	2
幼稚園型	8	8	9	11	11	11

※私立幼稚園の私学助成による預かり保育は除く



③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

○ 現状と課題

○認定こども園3園、保育所9園、地域型保育事業11か所において、11時間を超える延長保育を実施しています。

○認定こども園及び保育所では休日保育の実施がありませんが、地域型保育事業所3か所で休日保育を実施しています。ただし、保育士等の確保が困難であるため、事業の継続が困難となっている施設があります。

○ 確保方策

○延長保育及び休日保育を継続して実施できるよう、必要な支援を行い、確保に努めます。

○休日保育の実施施設の増設を図ります。

■ 延長保育事業の年度別提供施設数

単位：か所

	実績	推計				
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園・保育所	12	13	14	14	14	15
地域型保育事業所	11	11	11	11	11	11

■ 休日保育事業の年度別提供施設数

単位：か所

	実績	推計				
	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	3	1	1	1	1	2

④ 病児・病後児保育事業

病中期あるいは病気の回復期にある児童及び体調不良の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

○ 現状と課題

○病児・病後児保育事業は医療機関との連携が課題となっており、設置が進まない状況にあります。

○病後児保育事業は、2か所で実施しており、ニーズに対しおおむね充足していますが、感染症の流行状況に応じて利用者が増減するため、安定的な運営を行うために必要な支援を行っています。



確保方策

- 病児・病後児保育事業の開始に向けて関係機関との協議を継続します。
- 病気の児童の保護者が仕事を休めるような労働環境の整備について、関係機関への働きかけを検討します。

■ 病児・病後児保育事業の年度別提供施設数

単位：か所

	実績	推計				
	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
病児保育	0	0	0	0	0	1
病後児保育	2	2	2	2	2	1
体調不良児対応	0	0	0	0	0	1

(6) その他事業

① 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○多様なニーズに応えられるだけのあずかり会員・両方会員数を確保できていない状況です。

確保方策

○広報などで事業の周知を図ることにより、あずかり会員及び両方会員の増員を目指します。

② 妊産婦健康診査事業

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び産後の適時必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○市が医療機関への委託により実施しており、妊婦健康診査14回分と子宮頸がん検診1回分、産後健康診査2回分の受診票を交付しています。



○ 確保方策

○妊産婦健康診査及び歯科検診の受診票を発行し受診を奨励することにより、妊娠中及び産後の、異常の早期発見・早期治療を行い、母体の健康の保持増進を図ります。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯所得の状況等を勘案し、施設型給付を受けない幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費を助成する事業です。

○ 現状と課題

○これまで、保育の必要性の認定種別間で異なっていた食材料費の取扱いが、令和元年10月に改められ、3歳から5歳までの子どもたちの食材料費については、施設による実費徴収を基本とすることとされました。

施設型給付を受ける施設を利用する保護者との公平性の観点から、施設型給付を受けない幼稚園を利用する保護者へ支援を行う必要があります。

○ 確保方策

○施設型給付を利用する場合の副食費の徴収免除と同様の基準で、副食費を給付する事業を実施し、利用する施設により負担額が異なることのないようにするとともに、保護者の負担軽減を図ります。



4 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（再掲）

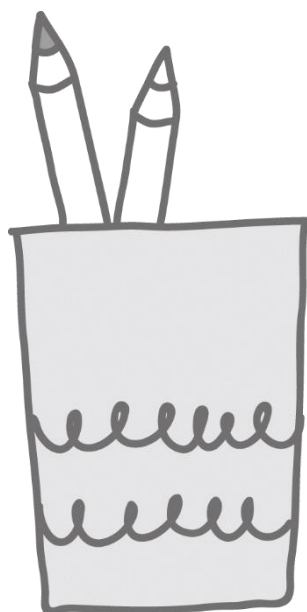
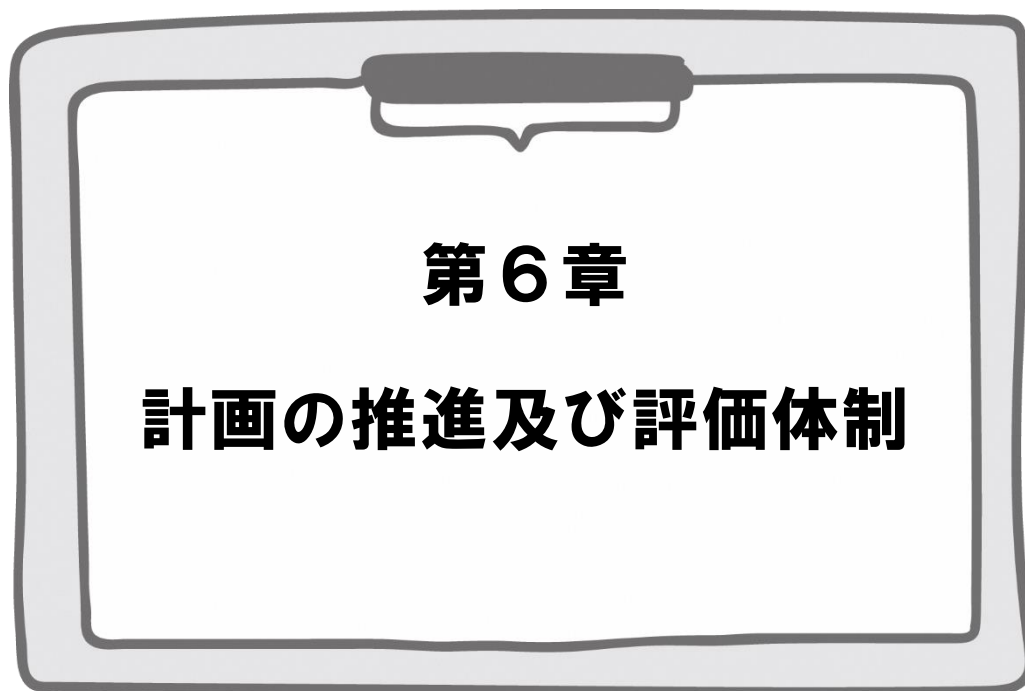
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

○ 現状と課題

- 父母会や運営委員会が指定管理又は業務委託により放課後児童健全育成事業を実施しています。
- すべての小学校区に36の放課後児童クラブがあり、保護者が就労等により昼間家庭にいない1年生から6年生までの児童が利用しています。
- 子どもの数は減少傾向にあるものの、地域によっては宅地の拡大等により、放課後児童クラブに対するニーズが偏在しています。
- 施設の運営形態は公設民営や民設民営など、地域やクラブによって様々となっていますが、放課後児童クラブの土地・建物の管理にあたっては、市が一定の責任を負うべきものと考え、指定管理による運営を段階的に進めることとしています。
- ニーズ調査の結果において、日曜・祝日の利用希望や長期休業期間中の利用の希望が一定数あり、多様化するニーズに対応できる体制づくりが求められています。
- 市内3小学校区（黒西、飯豊、黒岩小）に放課後子ども教室を設置し、地域における子どもたちの豊かな学びの場を創出しています。
- 放課後子ども教室を運営する地域のボランティアの確保が課題となっています。

○ 確保方策

- 就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るとともに、適正な運営ができるよう支援します。
- 老朽化が著しいクラブの改築等を実施します。
- 父母会や運営委員会との協議を進め、準備のできた施設から段階的に指定管理へ移行します。
- 放課後児童支援員の資質向上を図るため、必要な研修を実施します。
- 利用児童数の傾向を見極めながら、地域の状況に合わせ、必要となる施設を確保します。
- すべての放課後児童クラブが午後7時まで開所することを目指します。



第6章 計画の推進及び評価体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

行政においては、「北上市子ども・子育て会議」を中心として、県や関係機関等と連携を図るとともに、本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

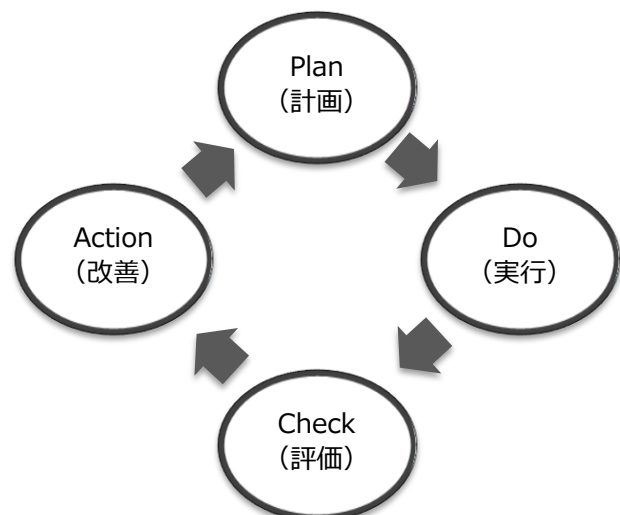
計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル『PDCAサイクル』に基づき、これらの管理・評価を





一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。